

令和2年12月21日

厚生労働省保険局医療課長 井内 努 殿

一般社団法人日本慢性期医療協会  
会長 武 久 洋 三

### 新型コロナウイルス感染症に対する一般病棟以外の病棟での治療について

謹啓 平素より当協会の活動にご理解、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、新規陽性者数が激増し感染拡大に歯止めがかからなくなってきております。厚生労働省におかれましては日々その対策に苦慮されておられることとお察し致しますが、陽性者の病床確保、入院調整などの医療体制の整備については、今後さらなる大きな困難が予測されております。

すでに新型コロナウイルス感染患者は至る所で発生しており、病床種別に関係なく、地域包括ケア病棟や回復期リハビリテーション病棟、医療療養病棟、老健、特養などでも発生しております。これらの患者をコロナ専用病棟のある急性期病院に転院をお願いしても、すぐに受け入れてもらえず、急性期病院以外の慢性期病院等で引き続き入院することを余儀なくされる場合が増えております。また、病院に併設された介護施設で発生した感染者を当該病院で診療せざるを得ない状況も発生しているのです。

そうなると病棟の一部を閉鎖してゾーニングを行い、感染症関連の薬剤や物品を揃え、医師、看護師をはじめとする医療スタッフを追加しなければならず、資源的にも費用的にも大変厳しく、苦勞している状況でございます。今後、ワクチン投与が開始されても、しばらくはこの傾向が続いていくものと思われまます。

日本慢性期医療協会としては、慢性期医療を担う病院団体として、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たしている患者をお引受けし、日常生活に戻してさしあげる責務があると考え、会員病院には積極的なポストコロナの患者の受け入れについて協力させていただくことをすでにお願ひしているところでございます。

さらにこのような状況に鑑み、一般病床以外の病床においても新型コロナウイルス感染症患者を直接治療している場合には、しかるべき対応をいただきますよう心よりお願いいたします。

引き続き厚生労働省の皆様とともに奮迅の努力を惜しまずに致してまいる所存です。何卒ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

謹白